

意見第2号

外国人観光客のレンタカー利用に関する意見書

上記事件について別紙のとおり会議規則14条の規定により提出します。

令和7年12月18日提出

飛驒市議会議長 澤 史朗様

提出者 議会運営委員会委員長

住田清美

外国人観光客のレンタカー利用に関する意見書

当市を含む飛騨圏域は、国際観光都市の高山市、日本三大名泉の下呂市、世界遺産の白川郷を擁しており、コロナ禍を経た今、近年の円安の影響からもインバウンド需要は大きく回復し、外国人観光客を見かけることは日常化するとともに、季節を問わず観光地以外にも姿を見かけるようになり、大幅に増加している。

それに伴い、当市を訪れる外国人観光客は他市村に比べれば少ないものの、観光スタイルの変化もあり、レンタカー利用の個人客が頻繁に見られるようになっている。

そういった中で昨今、外国人観光客がレンタカーを利用し、慣れない雪道を運転して訪れる機会が増え、中には冬装備をしないで訪れたことにより雪道でスタックし基幹道路をはじめとする長時間の通行止めの原因となるケースや、運転できなくなった車両の路上放置のほか、冬季以外のレンタカーの利用においても、日本の交通ルールの理解不足などにより、市民生活に悪影響を及ぼす事態が散見されるようになってきた。

これまで、国では、コロナ禍前から増加する外国人観光客の車両運転の対策として、外国語表記の注意啓発パンフレットの作成やレンタカー事業者を通じた注意啓発、そして令和7年10月からは、外国で取得した運転免許を日本の免許に切り替える「外免切替」手続きを大幅厳格化されるなど対策を講じられてきた。

国における対策では、地域で生活する市民も、訪れる観光客もお互いに快適な環境で過ごすことができるよう、これまでの注意啓発などの取り組みの一層の強化と、レンタカー事業者に対し、利用の行先に応じた冬用タイヤの着用の確認、着用義務化を求めるとともに、降雪・凍結地域における冬用タイヤ未着用車両の事故に対するレンタカー事業者の責任を明確化することや、外国人にもわかりやすい道路標識の見直しなど、更に踏み込んだ対策を講ずるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月18日提出

飛 駒 市 議 会

【提出先】

内閣総理大臣、国土交通大臣、警察庁長官